

新 監 第 1 1 7 号
令和 7 年 3 月 2 1 日

新見市長 石 田 實 様

新見市監査委員 新 持 正
新見市監査委員 西 村 誠

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体監査及び公の施設の指定管理者監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

令和 6 年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和 7 年 3 月

新 見 市 監 査 委 員

目 次

ページ

公の施設の指定管理者

第 1	基準に準拠している旨	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の実施日	1
第 5	監査の方法	1
第 6	監査の着眼点	1
第 7	指定管理の状況	2
第 8	監査の結果及び意見	3

財政援助団体（出資金・補助金・交付金）

第 1	基準に準拠している旨	4
第 2	監査の対象及び範囲	4
第 3	監査の目的及び実施内容	4
第 4	監査の実施日及び実施場所	4
第 5	監査の結果及び意見	4

公の施設の指定管理者監査報告書

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新見市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査）

第3 監査の対象

監査対象団体	所管部署
株式会社 吉備ケーブルテレビ	教育委員会生涯学習課

第4 監査の実施日 令和6年11月26日

第5 監査の方法

新見市が、令和5年度において財政援助等を行った各種団体のうちから対象団体を抽出し、監査を実施した。

監査にあたっては、関係書類を調査、照合するとともに、関係者から説明を聴取し、実地調査を行った。

第6 監査の着眼点

1 公の施設の指定管理者

（1）施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。

（2）協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ア 市との協議、通知、各種報告は協定どおりになされているか。特に、協議、承認なく処理しているものはないか。

イ 管理に関する経費の請求、受領は協定どおりになされているか。

ウ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。

エ 事業報告書は期限内に提出されているか。

オ 事業報告書は適正に作成されているか。

カ 賠償責任保険に加入し、その旨を証する書類が提出されているか。

キ 経費削減は図られているか。

（3）管理に係る収支会計経理は、適正に運用されているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

（4）管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備及び保存は適切になされているか。

（5）管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

2 公の施設の指定管理所管部署

- (1) 指定管理者の指定手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。
- (2) 指定管理者の指定は条例等に基づき適正に行われているか。
- (3) 協定等の締結は適正に行われているか。
- (4) 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
 - ア 管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。
 - イ 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
 - ウ 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。
 - エ 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。
- (5) 経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、必要に応じて調査、指示を行っているか。

第7 指定管理の状況

1 施設名称と所在地

施設名称	所在地
新見市新見文化交流館	新見市新見123番地2

2 目的

地域住民の芸術・文化の振興並びに福祉の増進を図るため、新見市新見文化交流館が設置された。

3 管理運営体制

常勤職員4名（館長、副館長、事務職員2名）

なお、本社から必要に応じ技術職が応援する。経理事務は本社職員が担当する。

4 指定管理者指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

5 利用料金制導入の有無

導入あり

6 指定管理料

施設の管理運営を行うための費用として、令和5年度は次のとおりである。

63,000,000円

7 収支決算について

新見市新見文化交流館の令和5年度収支報告書は次のとおりである。

収入の部

(単位：円／税込)

項 目	金 額	備 考
指定管理料	63,000,000	新見市からの委託料
施設利用料収入	9,812,050	
主催事業収入	9,904,500	主催事業入場料収入、協賛金
その他	3,420	コピー使用料、郵送負担金等
合 計	82,719,970	

支出の部

(単位：円／税込)

項 目	金 額	備 考
人件費	17,748,211	常勤（給与、賞与、交通費等）
維持管理運営費	32,360,401	
需用費	14,418,228	灯油代、水道下水道料等
修繕料	544,280	パッケージエアコン点検整備等
役務費	1,231,864	通信費、保険料、支払手数料等
委託料	16,152,175	各種保守点検業務、清掃業務等
その他	13,854	
主催事業費	34,275,487	公演料、宣伝費、各種手数料等
その他	2,109,000	消費税予定納税額
合 計	86,493,099	

収支額 － 3,773,129円

第8 監査の結果及び意見

指定管理業務に係る出納その他の事務の執行については、会計諸帳簿も整理されており、適正に執行されていると認められた。また、施設管理においても協定書等に基づき適正に行われているものと認められた。

今後もアンケート結果などで利用者の意見、要望を広く聴き、事業の参考にされたい。地域の文化及び芸術の発展並びに福祉の増進のため、今後一層の事業推進を期待する。

財政援助団体（出資金・補助金・交付金）監査報告書

第1 基準に準拠している旨

財政援助団体等監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査）として、新見市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し監査を行った。

第2 監査の対象及び範囲

対象団体及び所在地	所管部署
公立大学法人 新見公立大学 （新見市西方1263-2）	総合政策課

出資団体における、財産の取得に係る出納及びその他の事務

第3 監査の目的及び実施内容

令和5年度決算審査において、新見公立大学（以下、「大学」という。）施設の、市と大学との所有区分、施設整備に係る債務負担などについて調査を進めた中で、大学が第3期中期計画に基づく「防災拠点化施設整備事業」として、「防災グラウンド整備用地」を取得していることが判明した。

所管部署との事前ヒアリングに併せ、令和3年度版大学年報に掲載の「理事会開催記録」、「重要事務手続」等により、取得に至った経緯をさらに調査した結果、監査委員として、出資金等が合理的かつ効率的に運用されていたか疑義が生じた。

このため、大学及び所管部署に監査調書及び関係書類の提出を求め、現地調査を含めた監査を実施した。

第4 監査の実施日及び実施場所

令和7年1月20日 監査委員事務局

令和7年3月4日 大学

第5 監査の結果及び意見

大学が用地取得に至った経緯は、令和3年6月7日に「新見公立大学防災拠点化推進議員連盟」の発足を受け、同年7月14日開催の「理事会」、「経営審議会」及び「教育研究審議会」の合同会議において、「防災拠点化整備方針」を承認した。その後、同年12月8日の同会議において、用地取得に係る令和3年度補正予算を承認し、翌年4月14日に4か月の短い期間で用地取得を完了している。

用地取得に至る過程で、大学の設置者である市に対して、令和3年9月10日に協議を行い、取得の意向を伝えたとなっているのみで、承認はされていない。しかし、大学は、用地取得を含めた全体事業について、設置者の許諾を得て合意形成に至った後に進めるべきであったにもかかわらず、それに先立って、任意の会の「議員連盟」への説明や合同会議に諮り承認を受け、令和元年度決算における第2期中期目標期間の繰越積立金約1億8,495万円のうち3,715万円を財源として、8ヘクタールの土地と建屋（牛舎等）を独断専行し、拙速に買収している。

また、地方独立行政法人法第26条第2項6号に定める剰余金の使途の範囲は、大学施設の環境整備に充てるものでありながら、施設外の用地買収の財源としている。さら

に、買収については、更地で取得すべきでありながら、取得後、利用しない建屋（牛舎等）を買い取り、以前から用地に存在する風評に対する調査など、交渉経過に不明な点が多く、時系列で示すことを求めたが、当時の決裁文書など一連の関係資料の存否さえも不明で、示すことはできないとの回答があり、事業の進め方は、杜撰といわざるを得ない。

大学の事業計画は、防災拠点の整備としながら、実態は「広場」、「野球場」、「テニスコート」の整備を目的とし、事業費は約6億6,000万円を想定している。しかし、用地の西側下の周辺には、多くの民家や神社の社殿が隣接しており、急峻な傾斜地の造成には大規模な防災工事を伴い、アクセス道路、給排水施設等の整備費に加え、新たに強化された盛土規制に係る調査費を要することになり、想定事業費を遥かに超えたものになると思料される。また、防災拠点化による避難場所、避難所については、大学自体避難所であり、周辺には避難所に指定された「公民館」、「学校」が点在しており、急峻な高台に設置する必要性や機能性に加え、造成によって土砂災害を誘発する危険性があり、適地なのか疑問である。

一方、設置者は大学に対し、現在、年間約12億円の運営交付金、施設整備に係る債務負担分の支出に加え、新たな多額の財政負担を伴うこととなり、行政サービスの低下や今後、総合計画に沿って進める計画事業への影響が懸念される。

いずれにしても、当該計画には、解消すべき問題や課題、不明な点が多く、十分な検討もされていない雑駁な計画のまま進められている。したがって、監査委員としては、取得用地を「塩漬け」にすることなく、大学の責任において速やかに元の地権者へ返還し、事業を中止することが必要である。

いうまでもなく、大学の設置者は新見市であり、運営費や事業費は、設置者が税を持って負担していることをよく認識し、今後は本件に限らず、十分な協議を図りながら、計画的な運営を進めることを求める。